

工事請負・業務委託における事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲の追加について

公募型指名競争入札により執行している工事請負・業務委託について、より一層の公正性・透明性を図るため、予定価格が100万円（税込）を超える案件は事後審査型制限付一般競争入札により実施します。

適用範囲

消防設備工事・電気設備保安管理業務・通信設備保守点検業務・機械設備保守点検業務・空調設備保守点検業務・消防設備保守点検業務・空気環境測定業務の予定価格が100万円（税込）を超える案件

適用時期

平成23年2月1日以後に公告される入札